

# 自動車整備士資格制度等見直しWG報告(案)について

※現段階では(案)ですが、下記の内容で公布される可能性が高いです

## 【自動車整備士資格制度の変更スケジュール(予定)】

公布日	令和4年4月1日	※発表日
施行日	令和9年1月1日	※実施日

## 【主な変更点】

	変更前	変更後
一級	一級大型自動車整備士 一級小型自動車整備士 一級二輪自動車整備士	一級自動車整備士 (口述試験の廃止)
二級	二級ガソリン自動車整備士 二級ジーゼル自動車整備士 二級シャシ自動車整備士 二級二輪自動車整備士	二級自動車整備士
三級	三級ガソリン自動車整備士 三級ジーゼル自動車整備士 三級シャシ自動車整備士 三級二輪自動車整備士	三級自動車整備士
自動車検査員	一級小型自動車整備士 二級ガソリン自動車整備士 二級ジーゼル自動車整備士 いずれかを取得保有者	一級自動車整備士 取得保有者

今回の変更施行後は、**一級自動車整備士**を取得保有している方  
ないと、**自動車検査員資格**が取得できないこととなります。

これからの進路を検討するときには、今回の変更を知ったうえで、  
将来のことを具体的に考えて学科選択をする必要があります。

## 【自動車検査員とは】 令和9年1月1日以降は一級自動車整備士のみが取得可能

整備工場には、「指定工場」「認証工場」の2種類があります。  
ほとんどのディーラーは指定工場になります。  
大きな違いは車検検査がおこなえるかどうかです。

車検検査をおこなえる指定工場（民間車検場）では、必ず自動車検査員を配置しないとけません。自動車検査員の資格取得者にのみ車検検査が許されているので、**指定工場では重要度の高い人材となります。**

自動車検査員は、国が担っている車検の可否の判断をできることから、「みなし公務員」ともいわれ、公務員と同じ責任の重さがあります。

その責任の重さから、ディーラーでは**資格手当の対象となる資格**です。

令和9年3月の国家試験までは、旧制度の試験(二級ガソリン・ジーゼル自動車整備士)が実施されます。

この旧制度の試験で合格した方までは、自動車検査員資格が取得できます。

【二級自動車整備士の方が自動車検査員を取得するには】

**自動車整備主任者**（学科・実技講習を受けて筆記試験に合格した方が選任される）として**実務経験1年以上必要**など条件があります。

## 【自動車整備主任者とは】 二級自動車整備士以上の資格取得者から選任

国から認証または指定工場の認定を受ける際に必ず1名以上選任する必要があり、令和9年1月1日以降も二級自動車整備士取得者は選任の対象であり、車が正しく整備されているかを確認する**整備工場には欠かせない重要なポジション**です。  
ただ、ディーラーでは資格手当の対象とはなりません。

※令和10年3月以降の国家試験合格者は、一級自動車整備士取得者でないと自動車検査員資格を取得できません。

今回の変更見直しでは、一級・二級・三級の役割を明確化し、これまで以上に一級自動車整備士の重要度が高まります。そして、一級自動車整備士の資格手当、自動車検査員の資格手当等で、給与にも差が出てきます。就職後の5年～10年後を見据えて、最高位の一級自動車整備士を目指すことも検討してください。

※現在の検討段階での変更内容となります。今後、修正がある可能性がありますので、随時更新していきます。